

大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府は、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するため、大阪府環境保全基金を活用して予算の定めるところにより、次条に規定する暑熱環境改善設備等の整備や周知啓発を行い、先進的で他の模範となる屋外空間において人が涼しく感じる場所（以下「クールスポット」という。）づくりを行う事業者に対し、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

「暑熱環境改善設備等」とは、次に掲げる設備等をいう。

- 一 ミスト発生器（清浄な水を霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する装置）
 - 二 打ち水ルーバー（ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する装置）
 - 三 散水設備
 - 四 日除け（日除け部分の水平投影面積の合計が10㎡以上のもの）
 - 五 建築物の外壁、ひさし等への遮熱性塗料の塗布又は遮熱性フィルムの貼付（塗布又は貼付面積の合計が10㎡以上のもの）
 - 六 建築物のガラス面への再帰性フィルムの貼付
 - 七 保水性舗装又は遮熱性舗装（舗装面積の合計が10㎡以上のもの）
 - 八 地上部緑化（敷地の空地、通路等における高・中・低木、芝生等の植栽（容量100リットル以上のプランター又はコンテナによる植栽を含む。）で緑化面積の合計が10㎡以上のもの）
 - 九 建築物緑化（建築物等の外壁、ベランダ、屋上、塀等における緑化で緑化面積の合計が10㎡以上のもの）
 - 十 その他暑熱環境改善効果のある設備（環境汚染を発生させるおそれのないもの）
- 2 前項第四号、第五号、第七号、第八号及び第九号について、対象となる面積が10㎡に満たない暑熱環境改善設備等が存在する場合、対象面積が10㎡以上となるまで増加させることにより、既存の暑熱環境改善設備等とみなすことができる。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、民間事業者又は複数の民間事業者から構成される共同企業体（以下「民間事業者等」という。）とする。ただし、民間事業者又は共同企業体の構成員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該民間事業者等は補助の申請をすることができない。

- 一 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- 二 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- 三 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第四号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者
- 五 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

六 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業は、次に掲げる条件を充たしたものをクールスポットとし、民間事業者等の当該クールスポットの整備及び周知・啓発する事業とする。

一 大阪府内の市街化区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 2 項に規定される市街化区域)において、民間事業者等が保有又は管理する土地や施設に整備されるものであること。

二 人が通行し、とどまり、又は休憩する場所で、屋外空間における夏の暑熱環境の改善を主な目的とするものであること。

三 整備するクールスポットは、第 2 条第 1 項各号で規定する暑熱環境改善設備等を 3 設備以上新たに設置すること。ただし、第 2 条第 1 項第八号で規定する地上部緑化又は同項第九号で規定する建築物緑化を必ず含めることとし、緑化と他の暑熱環境改善設備等とが一体となり、涼しさを感じる空間を形成するものであること。

四 クールスポットであることや暑熱環境改善の仕組みなどを表示した看板等を設置すること。

2 前項第三号本文の規定は、既存の暑熱環境改善設備等を活用する場合は「3 設備」を「2 設備」に読み替えるものとする。

3 第 2 条第 1 項第一号で規定するミスト発生器を新たに設置する場合は、第 1 項第三号本文の規定にかかわらず、当該ミスト発生器に加え、新設又は既存の、第 2 条第 1 項第八号で規定する地上部緑化又は同項第九号で規定する建築物緑化の整備で条件を充たすものとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費として別表に掲げるものとする。

(交付額の算定方法)

第 6 条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

一 総事業費から国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 前号で算出された額と別表に掲げる補助対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とし、交付額の上限は 400 万円とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業計画等の応募)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする民間事業者等は、別に定める公募要領(以下「要領」という。)に基づき、補助対象事業に係る大阪府クールスポットモデル拠点推進事業企画提案書(以下「企画提案書」という。)(要領中応募様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付して所定の期日までに提出しなければならない。

- 一 事業計画書（要領中応募様式第2号）
 - 二 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書。ただし、大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - 三 共同企業体で応募する場合
 - ア 共同企業体届出書（要領中応募様式第3号）
 - イ 共同企業体の協定書
- 2 知事は、企画提案書の提出受付期間が終了した後、すみやかに提出された企画提案書について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を踏まえ、当該年度の事業として採択又は不採択を決定し、その結果を企画提案書を提出した民間事業者等に通知するものとする。
- 3 企画提案書を提出した民間事業者等は、前項に規定する採択の決定の通知を受けた場合に、規則第4条第1項の規定による申請をすることができる。

（補助金の交付の申請）

第8条 規則第4条第1項の申請は、次の各号の書類を知事が指定する日までに提出しなければならない。

- 一 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 二 事業計画及び経費内訳書（様式第2号）
- 三 設置箇所位置図
- 四 導入（予定）施設の概要（施設の概要が確認できる書類、平面図）
- 五 導入しようとする暑熱環境改善設備等の設計図面（設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合においては、暑熱環境改善設備等の概要が確認できる書類等）
- 六 支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類
- 七 導入（予定）施設のカラー写真（施設全景、設備導入場所）
- 八 導入（予定）施設が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する施設ではない場合、導入（予定）施設の所有者に同意を得たことがわかる書類）
- 九 要件確認申立書（様式第3号）

（補助金の交付の決定）

第9条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第10条 規則第6条第1項第一号に規定する軽微な変更は、対象経費の配分において、所要額相互間で、それぞれ20%以内の配分の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。

- 2 規則第6条第1項第二号に規定する軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち広報の手法等事業の基本的部分に係わらない変更とする。
- 3 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする場合は、規則第6条第1項第一号又は第二号の規定により、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、規則第

6条第1項第三号の規定により、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 5 知事は前2項の規定により申請のあった当該変更（中止、廃止）承認申請について審査し、その内容を認めるときは、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金変更（中止、廃止）交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 知事は、前項による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第16条及び第17条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から10日以内に返還しなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、知事が必要と認めたときには、補助事業の遂行状況について、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定による報告にあたっては、補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日以内に、次の各号の書類を知事に提出しなければならない。

- 一 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金実績報告書（様式第7号）
- 二 設備整備等状況報告書（様式第8号）
- 三 支出額を確認できる契約書及び支出証書類等の写し
- 四 国やその他の団体からの補助金又は寄付金等の収入がある場合は収入額の分かる書類
- 五 事業完了後の補助対象施設及びクールスポットづくりの概要が確認できるカラー写真（施設全景、設備導入場所）
- 六 クールスポット等設備の完成図書の写し

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、規則第13条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大阪府クールスポットモデル拠点推進事業

補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受ける場合においては、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（供用状況等の報告）

第17条 補助事業者は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間クールスポットを設置するとともに、各年度の供用状況について、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業供用状況等報告書（様式第11号）により、当該年度の10月末日までに知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、暑熱環境の改善効果について、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業暑熱環境改善効果等報告書（様式第12号）により、当該補助事業完了の翌年度の10月末日までに知事に報告しなければならない。ただし、当該補助事業による暑熱環境の改善効果を当該補助事業完了の日の属する会計年度の10月末日までに報告した場合は、前項の報告期間を当該補助事業完了の日の属する会計年度から5年間とすることができる。

（財産の処分の制限等）

第18条 規則第19条第五号の知事が定める財産は、取得財産等のうち暑熱環境改善設備等及び周知・啓発する物品全てとする。

2 規則第19条ただし書の知事が定める期間（財産処分制限期間）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、処分の前に大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金に係る財産処分申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、取得財産等を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

（補助金の経理）

第19条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を補助事業完了後10年間保管しなければならない。

（事業等の検査）

第20条 知事は、事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（消費税額等の確定）

第21条 第6条ただし書により補助金の交付申請をした補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 10 日以内に返還しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第 9 条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 区分	2 細分	3 内容
工事費	本工事費 （直接工事費） （間接工事費） 付帯工事費 機械器具費 測量及び試験費	クールスポットづくりのために必要な工事等に要する経費 ※ 法令等により義務付けられた緑化部分の整備に係る費用については対象外とする。 事業を行うために直接必要な材料費、労務費、直接経費 事業を行うための共通仮設費、現場管理費、一般管理費
備品購入費		クールスポットづくりに係る暑熱環境改善設備等購入費
広報費		クールスポットの広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等
使用料及び賃借料		クールスポットづくりに係る暑熱環境改善設備等借用費（リース代）
専門的知識に係る経費		クールスポットづくりの際の有識者等からの意見聴取、専門業者へのデザイン委託等に必要経費

※付帯設備に係る経費の割合は、補助対象経費全体の3分の1を超えないものとする。